

## ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム Q&A

### 【申請関連】

- Q1 複数の事業化推進機関が課題に携わることは可能か？
- A1 複数の事業化推進機関が連携して、事業化推進を行うことも可能です。その場合は、事業開発全体の責任を負う機関を代表事業化推進機関、それ以外の機関を主たる共同事業化推進機関として、申請書を提出してください。代表事業化推進機関については申請書の様式1の3. 連絡先情報、8. 課題の推進体制にて、明示してください。また、参画するすべての事業化推進機関と研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得て下さい。
- Q2 大学又は大学の1部署が、事業化推進機関として本公募プログラムに応募することは可能か。
- A2 応募要件等を満たすものであれば、応募にかかる制限はありません。
- Q3 自ら事業あるいは研究開発を行っている、もしくは行う予定がある企業（関連会社、CVC：コーポレートベンチャーキャピタルを含む）が、事業化推進機関として応募できるか。
- A3 応募要件等を満たすものであれば、応募にかかる制限はありません。ただし、自ら事業を行っている企業などについては、本公募プログラムで支援した成果が大学等発スタートアップの創出・成長ではなく、自らの事業利益のために優先的に使われているとみなされることが無いようにする必要があります。したがって、利益相反管理方針、情報管理規定、情報監査、内部統制などをしっかりと備えており、適切に運用されていることを自ら具体的に明示いただくことが少なくとも必要となります。
- Q4 単独の大学を支援するファンドを運営するVCが、事業化推進機関（代表事業化推進機関、共同事業化推進機関）として応募することは可能か。
- A4 応募出来ます。
- Q5 海外の企業でも事業化推進機関として応募することはできるのか。
- A5 1) 応募要件を満たしていること、2) JSTが求める書類を提出出来ること、3) JSTが示す委託研究契約を締結出来ること等の条件を満たす場合、応募可能です。日本の法人格を有していない海外企業との契約は調整に多くの時間を要するため、研究開始時期が遅れる場合や委託研究契約の不調により課題不実施となる場合も想定されますのでご留意ください。応募の際は、事

前に JST にご相談いただくことを推奨します。

Q6 LLP（有限責任事業組合）等、法人格のない団体でも申請できるか。

A6 本公募プログラムは、法人格を有する機関が対象となります。このため、LLP 等の企業組織体としては申請できません。ただし、合同会社など、法人格を有している場合は申請することができます。

Q7 事業化推進機関の財務状況等は審査されるのか。

A7 本公募プログラムは税金を原資としているため、事業化推進機関が活動経費を適性に執行・管理できるだけの財政基盤を有しているか、審査を行います。

Q8 事業化推進機関として参画することを検討しているが、設立して1～2年しか経っておらず、直近3期分の決算報告書（又は有価証券報告書）や納税証明書が揃わない場合はどうするのか。

A8 公募要領の「2.7.1 申請に必要な書類」に記載のとおり、この場合や、会社設立後全ての決算報告書（又は有価証券報告書）、及びこれまでに経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合には会社設立後全ての納税証明書を提出してください。創業年度にあたり、決算期を一度も迎えていない場合、決算報告を代替する資料として残高試算表を提出してください。

Q9 研究代表者は申請にあたり所属機関の承認を得なければならないのか。

A9 本公募プログラムでは、e-Rad による申請にあたり所属機関の承認は必要としません。ただし、申請書類の提出時に、所属機関の知的財産担当者が確認した上で「様式3 知的財産確認書」の提出が必要です。

Q10 同一の研究代表者が、本公募プログラムとプロジェクト推進型 起業実証支援の両方に課題を申請することは可能か。

A10 両方に申請することは可能ですが、同時に実施することは出来ません。詳しくは公募要領の「2.8 応募の制限」を参照してください。

Q11 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国籍の研究者は研究代表者として申請可能か。

A11 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問

わず、申請が可能です。

Q12 企業や公益財団法人に所属する研究者は研究代表者となれるか。

A12 企業、一般財団法人、公益財団法人、社団法人等の研究者は研究代表者となることはできません。本公募プログラムは主に大学等発スタートアップ創出を目的としているため、技術シーズの対象を国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人含む）、地方独立行政法人等としており、企業や財団法人等は含まれません。

Q13 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A13 JSTは大学等と委託研究開発契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q14 既にスタートアップを起業した研究者の申請は可能か。

A14 既に立ち上げたスタートアップの技術シーズとは異なる技術シーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は申請が可能です。既に起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本公募プログラムの趣旨と異なるので、申請はできません。

Q15 複数の研究機関による共同申請は可能か。

A15 研究代表者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請書の体制に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JSTが直接、委託契約を行います。委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。なお、複数の研究機関が参画する場合は、申請時にプロジェクトの開始前、及び開始後の知財やその他の事項について整理し、大学等発スタートアップの障害とならないことを示す必要があります。

Q16 共同研究開発機関に企業や公益財団法人等を含めることは可能か。

A16 本公募プログラムは、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規スタートアップでの事業化を目指しています。大学等発スタートアップが事業を進める上で、本公募プログラム推進中の段階から企業や公益財団法人等との連携が必要であり、かつその連携が大学等発スタ

ートアップ成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。但し、共同研究開発機関として企業や公益財団法人等が参画する場合、その企業や公益財団法人等は本公募プログラムの研究開発費を執行できません。

Q17 特許化前の技術を基に申請可能か。

A17 可能です。ただし、起業にあたっては特許等を保有していることが望ましく、審査においても技術シーズの新規性の根拠として考慮します。特許出願の準備等を行っていましたら、必要に応じて申請書に記載してください。

Q18 特許・ソフトウェア等を保有しておらず、今後の取得予定もないが申請は可能か。

A18 申請は可能ですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q19 課題に参画しない発明者、出願人が含まれる特許を用いて申請は可能か。

A19 申請は可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。申請にあたり、上記に該当する点が無いか研究機関の知財担当部門による調査、確認をしていただき、申請書類の提出時に、「様式3 知的財産確認書」を提出していただきます。

Q20 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A20 申請はできません。

Q21 申請書 様式1の「12. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A21 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q22 事業化推進機関を推薦してほしい。

A22 研究代表者自らが連携先を見つけて体制を構築することに加え、JST が研究成果展開事業 大

学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト推進型 事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関との連携支援を利用することが可能です。詳細は公募要領「2.12 JSTによる連携支援」を参照してください。なお、同支援を利用する場合は、連携希望届を期日までにご提出ください。また、事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関については、提案者が選択する必要があります。重点領域などの詳細が以下の URL に記載されていますので、ご提案の特性に応じて検討してください。

<https://www.jst.go.jp/start/promoter/unit/index.html>

Q23 事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関との連携支援を利用する場合、提案者が連携希望届の提出前に事業化推進機関とコンタクトを取ることや、申請の事前相談をすることは可能か。

A23 事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関に E メール、電話によりお問い合わせや事前相談いただくことが可能です。

Q24 連携希望届を提出し、事業化推進機関と連携体制が構築出来た場合、必ず当該事業化推進機関と申請を行わなければならないのか。

A24 連携希望届を提出した場合においても、他の事業化推進機関との連携を模索いただくことは可能です。結果として他の事業化推進機関と連携の上、申請いただいても構いません。

Q25 事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関との連携を希望する場合、機関によっては特定の大学からのみしか申請を受け付けない等、所属大学等の制限はあるか。

A25 原則として、所属大学等による制限はありません。全国の大学等からの連携希望を広く受け付けております。事業プロモーター支援で採択している各事業化推進機関がそれぞれ提示している対象分野等を踏まえつつご検討ください。

Q26 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A26 申請は可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、公募要領「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」についてあらかじめご留意ください。

Q27 事業化推進機関と大学等との覚書・協定書等は必須書類であるか。

A27 採択後には、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連

携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業化推進機関との間で締結していただきます。覚書の例として、「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例（参考）」を以下のウェブサイトにて提示しています。

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki\\_sankou.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki_sankou.pdf)

※準備が出来次第、大学発新産業創出基金事業の Web サイトにも掲載予定です

Q28 事業化推進機関と大学等が締結する覚書・協定書等について、大学等側の契約主体は誰になるか。

A28 大学等の規則に基づき、然るべき責任者との締結が必要になります。なお、大学等の機関として、事業化推進機関との連携体制を構築するために、機関の長（学長、総長、理事長等）との締結が望まれます。

Q29 達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか？

A29 公募要領「1.1.5 本事業の特徴」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては課題や分野毎の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。

Q30 連携希望届や申請書を直接持参して提出することは可能か。

A30 直接持参いただいても一切受け付け出来ません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類、資料等の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加書類、資料等に限り、郵送や宅配便（着払い不可）での提出をお願いすることがあります。連携希望届や申請書の提出方法は公募要領をご確認ください。

Q31 連携希望届や申請書について受領書はもらえるのか。

A31 受領書はございません。ただし、連携希望届は受領通知を送信者に対してメールにて返信します。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて申請いただく分につきましては、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q32 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A32 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはEメール又は電話によりお願いします。

### 【実施体制】

Q33 事業化推進機関の参画機関数や実施体制に制限はあるか？

A33 原則として、機関数は3社以内、実施体制は8名以内を目安としてください。上記を超える場合は課題推進上に必要となる機関および担当者となるように精査を行ってください。また、必要に応じて体制に関する理由等を求めることがあります。

Q34 事業化推進機関の担当者（事業化推進者）はエフォート率を設定する必要があるのか。

A34 実施体制に名前を記入した方全員のエフォート率を設定してください。

Q35 事業化推進機関の担当として、本公募プログラムに係わることにより事業化経験を積ませたい新規採用者がいるが、参画させてよいか。

A35 制限はありませんが、事業化推進機関には責任をもって事業開発を行う体制が取れていることを期待しております。また、事業化推進機関の活動内容は課題の進捗評価や事後評価等に直接反映されますので、これらの点を考慮の上、ご検討ください。

Q36 経営者候補人材が兼務として本公募プログラムに参加することはできるか。また、出来る場合、参画にあたって必要最低限として求められるエフォートの基準などはあるか。

A36 兼務での参加は可能です。兼務に当たっては、兼務先の就業規定等に反しないようご確認ください。また、参画にあたってのエフォートの基準はありませんが、経営者候補人材が進捗評価等の機会に課題を代表して報告いただくなど、積極的な関与を期待します。なお、進捗評価においては経営者候補人材の参画状況について確認を行い、評価に反映する場合があります。

Q37 経営者候補人材として外国籍の人材や海外在住の人材が参画することは可能か。

A37 経営者候補人材となる方の国籍や居住地は問いません。ただし、人選にあたっては公募要領「4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保」や「4.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）の観点」について充分考慮し、参画にあたっては必要に応じて大学等や事業化推進機関の規定等整備を行ってください。

Q38 参画している経営者候補人材を途中で変更することは可能か。

A38 やむを得ない事情が生じた場合は可能です。体制変更については PO 等による確認と承認が必要となります。

### 【課題の事業化等】

Q39 本公募プログラムの課題の出口として、既存企業へのライセンスや M&A（吸収・合併）も可能か。

A39 本公募プログラムは、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて、将来的に国際市場を獲得し、事業成長を続けるスタートアップを創出することを目指しています。しかし、課題を進めた結果として、既存企業への技術・人材等の提供により本公募プログラムの目的が果たせる場合には、委員会の厳格な審査に基づき、その計画が認められる場合があります。

Q40 創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。

A40 事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指していただくことも可能です。本基金事業の目指す姿として掲げる大学等発スタートアップの継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、大学等への還元を十分配慮の上、起業を目指してください。

Q41 課題の推進過程において、海外の機関を活用することはできるのか。

A41 海外の機関を活用することの合理性が認められる場合には、委託研究開発契約書や事務処理説明書、及び各機関の規定の範囲内において、業務を外注することができます。

Q42 事業化推進機関の権限はどこまでか。例えば、大学の知財に関する権限も有するのか。また、事業化推進機関と研究代表者の間のノウハウ等の取扱いはどのように定められるか。

A42 採択後には、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業化推進機関との間で締結していただきます。その中において事業化推進機関と大学等の間の役割分担やプロジェクトマネジメントの一元化についても記載していただくこととなります。覚書の例として、「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例（参考）」を以下のウェブサイトに表示しています。

[https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki\\_sankou.pdf](https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki_sankou.pdf)



※準備が出来次第、大学発新産業創出基金事業の Web サイトにも掲載予定です

Q43 課題実施中に発明した特許の帰属はどうか。

A43 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q44 事業化推進機関との意見が一致しないため、大学だけで課題を継続することは可能か。

A44 継続出来ません。本公募プログラムでは、事業化推進機関と研究代表者が共同代表者として一体的な体制を取り、事業化推進機関のマネジメントの下で、大学等において事業化に向けた研究開発を行っていただくことが不可欠です。

Q45 大学等が事業化推進機関から不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

A45 課題を推進する機関間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとします。

Q46 事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。

A46 事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。

Q47 事業化推進機関は、設立したスタートアップに対する投資の責任を負うか。

A47 必ず投資をしなければいけないという責任はありませんが、民間のリスクマネーを呼び込むことは、本公募プログラムの重要な目的の一つであり、自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行っていただくこととなります。ただし、これにより事業化推進機関自身の投資の機会が確保されるものではありません。一方で、事業化推進機関の事業育成の貢献に応じた資本政策が検討されることが、良い大学発スタートアップ・エコシステムを形成することにつながると考えております。

Q48 事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。

A48 特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結していただきます。様式の例については、START のウェブページに提示しています。

[https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki\\_sankou.pdf](https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf)

Q49 研究者が経営者候補人材となり、将来起業することは可能か。

A49 大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。

Q50 スタートアップを前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。

A50 当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合においても、研究開発等の支援が必要となる場合、適切な理由があれば研究期間内の支援を継続することが可能です。ただし、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達に成功した場合、支援目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。

#### 【経費全般】

Q51 競争的研究費の管理について、ルールは定められているか。

A51 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められておりますので、ご確認ください。

（参考）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

（令和 3 年 2 月 1 日改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

Q52 ソフトウェア等の作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A52 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q53 間接経費は措置されるか。

A53 原則、直接経費の30%を間接経費として措置します。

Q54 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A54 間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q55 特許経費を直接経費から支出できるか。

A55 大学等を対象として、一定の要件を満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。要件等の詳細は「3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」をご参照ください。

Q56 本公募プログラムの直接経費で雇用する研究員等が、本公募プログラム以外の業務を行うことはできるか。また、本公募プログラムの直接経費で雇用する研究員等について、裁量労働制を適用することはできるか。

A56 勤務時間の管理については、研究機関が定める規則等に従うものとしておりますので、研究機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本公募プログラムの研究開発に充てる勤務形態（兼業者）の場合、従事日誌等により従事日または従事時間を区分し、本公募プログラムに該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q57 事業化推進機関が経費を使用するにあたって、注意すべき点はあるか。

A57 事業化推進機関が活動経費を使用するにあたっては、締結する委託研究契約書及び事務処理説明書、機関が定める規定に従っていただく必要があります。また、活動経費は税金を原資とする公的資金であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率

的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意してください。

- ・ 公的資金の経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、当該事業とその他の事業との区分管理など、通常の民間企業における商取引や商慣習とは異なります。
- ・ 業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。活動経費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。

Q58 経営者候補人材の人件費を支出することは出来るか。また、経営者候補人材の人件費を複数名支払うことは可能か。

A58 大学等または事業化推進機関の規定に従い、人件費または謝金として支出することが可能です。詳細は「3.4.1 研究開発費（直接経費）」をご参照ください。なお、経営者候補人材の人件費または謝金は CEO 候補 1 名分のみが支出対象となります。

Q59 事業化推進機関の担当者やアシスタントの人件費を支出することは出来るか。

A59 事業化推進機関の代表者となる方の人件費は支出することが出来ませんが、それ以外の方の人件費は支出することが可能です。ただし、人件費の上限については調整させていただく場合があります。

Q60 本公募プログラムとして出席を求める説明会や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A60 進捗の評価や説明会出席等、本公募プログラムの事業計画に基づいた事業の実施と直接関係があるものには支出できます。

Q61 自機関の施設等の使用料は直接経費として支出できるか。

A61 本公募プログラムに直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q62 複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

A62 可能ですが、次年度の研究開発が中止となる可能性もございますので、複数年度契約を行う際はご注意ください。なお、研究開発が終了した場合、複数年度のリース契約解除処理は、費用負担も含め機関側の負担となります。

Q63 学会に関する費用は直接経費からの支出が認められるか。

A63 本公募プログラムによる成果に係る研究発表等、課題推進に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」および「予稿集代」の支出が可能です。また「年会費」について、原則として、個人又は機関の権利となるものへの支出は認められず、更にすでに継続して加入している学会の年会費を、研究開発期間のみ直接経費から支出することは認められません。ただし、課題の成果に係る論文の発表などのために、新たに当該学会への加入が必要となる場合は、例外として直接経費からの支出が認められます。

【公募説明会で寄せられた質問】

Q64 起業後に NEDO のファンドや VC 投資を受けた段階で、本プログラムの支援は終了するのか。

A64 スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達に成功した場合や NEDO のファンドを獲得された場合は支援目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。それ以外のケースについては、支援を継続する場合があります。

Q65 支援が終了する民間資金の調達目安はあるか。

A65 目安はありません。スタートアップの成長のために十分な民間資金の調達に成功した場合が支援は終了となりますが、それぞれのケース毎に個別に委員会等で判断いたします。

Q66 「起業後の支援継続」について、研究開発以外の活動は支援対象外となるのか。

A66 研究開発のみならず、事業開発に掛かる費用も支援対象となります。

Q67 「起業後の支援継続」について、どういった基準で継続可否が分かれるのか。

A67 起業したスタートアップへの支援については、支援を希望するかどうかもまず課題側にてご判断いただきます。事業化推進機関および研究代表者と研究代表者所属機関にて十分協議いただいた上で、ご検討ください。要件が整い、支援を希望された場合は、採択された委員会で審査を行い、支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っている等を踏まえ、支援の可否を判断いた

します。なお、本支援はシード期の支援への円滑な接続が目的となりますので、当該支援を受けずに事業化推進機関やその他民間資金の調達、NEDO ファンドの獲得などに成功されるということは歓迎する成果となります。

Q68 設立から時間が経っていないスタートアップ、既に VC からの投資が行われているスタートアップも応募対象となるか。

A68 既にスタートアップを起業されている場合は応募対象外です。詳細は A14 をご参照ください。

Q69 対象となる分野に限定はあるか。

A69 対象分野に制限はありません。

Q70 本公募プログラムが将来的にスケールするスタートアップを起業することが目的とすると、短期的には成果がでない時期があったとしても中長期的に大きなアップサイドを取れば良いと考えるが申請書にて「スタートアップ設立から 5 年間の収支計画」を求める意図・背景は何か。

A70 本公募プログラムで創出を予定するスタートアップについて、起業後 5 年間でどのような計画で資金調達しつつ事業創造し、以降の基盤を構築するかは重要な観点となりますので、「適切な収支計画が想定されているか」を選考の観点としています。

Q71 本公募プログラムで購入した設備や機器はプログラム終了後、スタートアップに譲渡できるか。

A71 本公募プログラムにおいて起業したスタートアップに関しては、大学等に準じ、スタートアップにて取得した物品について所有権をスタートアップに帰属させることが可能です。大学等にて購入した物品をスタートアップへ移管する場合は、当該大学等とスタートアップで取り扱いについて協議してください。

Q72 VC 以外の事業化推進機関はどのような機関を想定しているのか。

A72 CVC、アクセラレーター、コンサルティングファーム、スタートアップスタジオ、新規事業の創出支援を行っている事業会社や銀行などが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

Q73 事業会社が事業化推進機関になる場合、既存事業への利益に資するものは申請できないと認識

しているが、事業化推進機関と研究者が共同で全くの新しい事業を立ち上げる場合は申請可能か。

A73 新規スタートアップでの事業化を目指すのであれば応募可能です。但し、本事業はスタートアップ・エコシステムの創出に資するという観点から、特定の事業会社の子会社創業を期待するものではありません。A3 も合わせてご参照ください。

Q74 採択された場合、委託研究契約は JST と事業化推進機関、JST と研究機関の間で個別に締結されるのか。また、事業化推進機関と研究機関の間での経費流用（計画変更）はどの程度許容されるのか。

A74 委託研究契約は事業化推進機関、研究機関と JST で個別に締結します。経費流用についての制限はありませんが、正当な理由や妥当性に基づいていること、そして PO や JST の事前確認・承認を得ることが必要です。

Q75 「JST による連携支援」は START 事業にて採択されている事業プロモーターとの連携のみが支援されるものでしょうか。

A75 ご認識のとおりです。JST と委託研究契約を締結している事業プロモーターが対象となります。詳細は公募要領「2.12.2 連携支援対象となる事業化推進機関一覧」をご参照ください。

Q76 概念実証以降のステップに入ることが適切とあるが、具体的にはどの段階まで終えていることを想定していますか？

A77 公募要領「2.1 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムの対象」に記載されている基準が目安となりますので、ご参照ください。

Q78 事業化推進機関の担当者の人件費は、本事業の予算から支出可能でしょうか。

A78 事業化推進機関の代表者以外の人件費は支出可能です。詳細は A59 をご参照ください。

Q79 事業化推進機関として計上できる経費（担当者人件費、旅費、その他）の額について、目安や上限はあるか。

A79 目安や上限はございません。事業開発に必要となる経費を計上してください。なお、計上されている経費の妥当性については委員会等で確認いたしますので、精査の上でご申請ください。

Q80 申請に必要な市場調査費等は事業推進機関負担となるか。

A80 採択前に掛かる費用については支援対象外となり、申請者側でご負担いただく必要があります。

Q81 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのスタートアップ創出共同機関は、本公募プログラムにおいて事業化推進機関になれるか。

A81 事業化推進機関としてご応募いただけます。ただし、両プログラムにおいて活動費が重複しないように留意してください。

Q82 事業化推進機関の代表者が経営者候補を担ってもよいか。もしくは、事業化推進機関から経営者候補を出してもよいか。

A82 正当な理由と妥当性があり、事業開発のために必要なエフォートを確保できるのであれば事業化推進機関から経営者候補人材を出すことは可能です。ただし、事業化推進機関の代表者が経営者候補となった場合、人件費を支出することは出来ませんので、ご注意ください。

Q83 事業化推進機関 PR 会（9/22 開催）に発表者（事業化推進機関）として登録していますが、発表資料のフォーマットはありますか。

A83 フォーマットはありませんが、以下の記載項目を含めてご発表ください。

1. 事業育成の方針・戦略
2. 事業化推進機関としての強み・アピールポイント
3. これまでの実績
4. 事業化を支援したい技術分野

Q84 「JST が支援する連携支援」を利用しない場合、連携支援の締切時（9/29 正午）に何か提出する必要はあるか？

A84 連携支援は任意のものとなりますので、利用されない場合はご提出いただく書類はありません。

Q85 事業化推進機関は、事業化推進機関 PR 会への参加は必須ではないという認識でよいか。

A85 必須ではありません。事業化推進機関 PR 会への参加は任意となります。